

VII 計画の進行管理

本計画は、地域福祉活動計画推進に関係する団体などからなる「葉山町地域福祉推進プラン推進委員会（仮称）」及び社会福祉協議会と葉山町の職員からなる「地域福祉活動計画推進合同事務局」を設置し、計画の進捗状況の確認と評価を行います。

本計画書「V 地域の福祉課題の解決に向けた取り組み」については、必要に応じて関係団体などによるプロジェクトチームを組織し、取り組みを進めていきます。

VIII 参考資料

1 計画策定経過

(1) 葉山町地域福祉活動計画策定委員会

| 年度 | 開催日 | | 主な議題 | |
|--------|-----|-------------------|------|---------------------------|
| 平成27年度 | 第1回 | 平成27年11月5日 | (1) | 委員委嘱 |
| | | | (2) | 委員長及び副委員長の選任について |
| | | | (3) | 委員会の運営について |
| | | | (4) | 地域福祉活動計画の概要について |
| | | | (5) | 地域福祉活動計画策定方針について |
| | | | (6) | 地域福祉活動計画ヒアリング兼ワーキングについて |
| 平成28年度 | 第2回 | 平成28年5月19日 | (1) | 地域福祉活動計画策定委員会ヒアリング結果について |
| | | | (2) | 地域福祉活動計画策定委員会ワーキング(案)について |
| | | | (3) | 地域福祉活動計画構成(案)について |
| | | | (4) | 今後のスケジュールについて |
| | 第3回 | 平成28年11月24日 | (1) | 葉山町地域福祉推進プラン(仮称)案について |
| | | | (2) | 今後のスケジュールについて |
| | 第4回 | 平成29年2月9日 (予定) | | |

(2) アンケート調査

実施期間：平成27年11月18日(金)～12月16日(水)

対象団体・機関：延べ187

調査内容：【基礎調査】

団体(事業所)名、活動の対象、活動開始年、年間予算額、会員(職員)数と実働会員数、会員(職員)年齢層

【テーマ別調査】

<地域福祉のネットワークづくり>

個別支援活動の「日常的な連絡先」、具体的な連携内容、

連携上の課題、今後連携が必要な機関・団体等、住民（民間）活動又は公的機関（公的サービス）との連携上の課題、

<地域福祉の拠点づくり>

現在の活動拠点、年間の家賃・会場使用料の金額、拠点別の活動内容、拠点活用上の課題、常設拠点の必要性と理由

<いつまでも暮らせる地域づくり>

活動内容と役割、活動上の課題、今後取り組みたい高齢者介護予防活動と課題

回答件数：106件（56.7%）

(3) ヒアリング

① 地域福祉のネットワークづくり

| 回 | 日時 | 場所 | 内容 |
|---|---------------------------------|----------------|---|
| 1 | 平成28年 3月1日（火） 13：15～16：30 | 社会福祉協議会 会議室 | 【第1部】 (1) 住民活動のあり方（公私協働のあり方） (2) 行政組織や住民同士の情報共有と連携 (3) 民生委員・児童委員の支援へのかかわり方 【第2部】 (1) 個人情報への取扱い (2) 担い手不足による連携の困難性 |
| 2 | 3月9日（水） 13：15～16：30 | 社会福祉協議会 会議室 | 【第1部】 (1) 窓口やサービス・活動内容の周知方法 (2) 共通した目標の形成方法（多職種・他団体連携） 【第2部】 (1) 休日、夜間等、時間外の対応 (2) 近隣市との連携状況 |

<参加団体>

- 民生委員・児童委員 ○ワーカーズ・コレクティブのぞみ
- つどいの和「すみれ」
- 下山口福祉活動きづなの会 ○堀内地区小地域福祉活動懇話会
- 神奈川県社会福祉協議会（自立相談支援事業担当）

○こころの相談室ポート ○葉山町福祉部子ども育成課（児童福祉係）

② 生活支援と個別支援活動

| 回 | 日時 | 場所 | 内容 |
|---|-------------------------------------|----------------|--|
| 1 | 平成 28 年 3 月 4 日（金） 9：00～11：55 | 社会福祉協議会 会議室 | 【第 1 部】小地域福祉活動の拠点 (1) 小地域福祉活動の専用拠点 (2) 対象を問わず身近な所に行けば 誰かに会える毎日サロン (3) 個人宅の活用 【第 2 部】ミニデイ・サロンの発展 (1) ミニデイやサロンの参加者 |
| 2 | 3 月 11 日（金） 9：00～11：55 | 社会福祉協議会 会議室 | 【第 1 部】ミニデイ・サロンの発展 (1) 担い手の発掘と育成、有資格者 の確保 (2) 認知症や機能低下の早期発見 (3) 活動資金の確保、有償の活動の 必要性 【第 2 部】個別支援活動、移動 (1) 住民の手による個別支援活動 (2) 関わりづくりの支援・役割づく りの支援 |

<参加団体>

- 下山口福祉活動きづなの会 ○一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会
- イトーピア福祉友の会 ○一色第 2 町内会「ゆうゆうサロン」
- 葉山一色台ふれあいの会 ○ケアフレンズ葉山
- プレゼント・チャット会 ○つどいの和「すみれ」
- 上山口町内会（上山口サロン） ○ワーカーズ・コレクティブのぞみ

(4) ワーキンググループ

① ニーズ発見と相談ネットワークワーキンググループ

| 回 | 日時 | 場所 | 内容 |
|---|---------------------------------------|----------------|---|
| 1 | 平成 28 年 9 月 13 日（火） 10：00～12：00 | 社会福祉協議会 会議室 | ○計画の構成と内容 ○上山口町内会からの報告 ○下山口福祉活動きづなの会からの 報告 ○ニーズ掘り起し、民生委員活動など 意見交換 ほか |
| 2 | 9 月 27 日（火） | 葉山町役場 | ○葉桜自治会からの報告 |

| | | | |
|---|-------------------------|----------------|---|
| | 10:00~12:00 | 4階 大会議室 | ○つどいの和「すみれ」・共食の会「ど んぐり」からの報告 ○ニーズ発見について ○地域におけるたすけあい活動につ いて など ○小地域福祉活動と NPO・ボランテ ィアとの連携 ほか |
| 3 | 10月7日(金) 10:00~12:25 | 社会福祉協議会 会議室 | ○一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会 からの報告 ○有償活動と無償活動について ○相談窓口の連携について など |
| 4 | 11月1日(火) 13:30~15:30 | 社会福祉協議会 会議室 | ○地域福祉活動計画「重点的な取り組 み案」について ○意見交換 |

<参加団体>

- 民生委員・児童委員 ○上山口町内会 ○下山口福祉活動きづなの会
- 一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会 ○堀内地区小地域福祉活動懇話会
- 葉桜自治会 ○イトーピア福祉友の会

② 交通バリアフリーワーキンググループ

| 回 | 日時 | 場所 | 内容 |
|---|----------------------------------|-----------------|---|
| 1 | 平成28年 6月13日(月) 14:00~16:00 | 葉山町役場 2-1会議室 | ○あいさつ、説明、スタッフ紹介 ○移動や送迎に関する問題 など |
| 2 | 6月27日(月) 14:00~16:00 | 社会福祉協議会 会議室 | 「私たちが目指す町」 ○私たちの役割(活動紹介) ○あったらいい支援 ○葉山町のいいところ ーソフト・ハ ードー ○方針づくり など |
| 3 | 7月11日(月) 14:00~16:00 | 社会福祉協議会 会議室 | 「問題解決の仕組みづくり」 ○事例検討 ○制度説明 ○問題解決の仕組みづくり1 など |
| 4 | 7月26日(火) 14:00~16:00 | 社会福祉協議会 会議室 | 「問題解決の仕組みづくり」 ○ワークシートの共有 ○プロジェクトの検討 ○策定委員会報告 |

| | | | |
|--|--|--|-----------------|
| | | | ○今後の取り組みについて など |
|--|--|--|-----------------|

<参加団体>

- 下山口福祉活動きづなの会 ○堀内地区小地域福祉活動懇話会
- 上山口町内会 ○葉桜福祉センター ○葉山一色台ふれあいの会
- プレゼント・チャット会 ○葉山の交通問題を考える会
- ワーカーズ・コレクティブくるまやさん ○生活リハビリクラブ葉山
- ラファエル会 逗子れんげの里 ○湘南葉山ダイケアクリニック

③ 出合いの場づくりワーキンググループ

| 回 | 日時 | 場所 | 内容 |
|---|--|--------------------|---|
| 1 | 平成 28 年 6 月 29 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 00 | 社会福祉協議会 会議室 | ○あいさつ、説明、自己紹介 など ○参加団体の活動紹介 ○「出合いの場」を求めている・必要な人 など |
| 2 | 7 月 5 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 30 | 社会福祉協議会 ボランティア室 | ○前回までの振り返り など ○「参加の障壁」になっている問題点の整理 など |
| 3 | 7 月 19 日 (火) 14 : 00 ~ 16 : 30 | 社会福祉協議会 会議室 | ○前回までの振り返り など ○「参加の障壁」をクリアするための支援策 など～あったら良いなこんな支援 (助けあい・支えあい) ~ |
| 4 | 7 月 27 日 (水) 14 : 30 ~ 17 : 00 | 社会福祉協議会 ボランティア室 | ○前回までの振り返り など ○「参加の障壁」をクリアするための支援策 など～あったら良いなこんな支援 (助けあい・支えあい) ~ |

<参加団体>

- つどいの和「すみれ」 ○ワーカーズ・コレクティブのぞみ
- プレゼント・チャット会 ○上山口町内会 ○葉山フレンドシップ
- 一色地区福祉の輪「ぬくもり」の会 ○葉山っ子すくすくパラダイス
- 葉山町福祉部子ども育成課

2 葉山町地域福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、葉山町附属機関の設置に関する条例（平成7年葉山町条例第13号）第2条の規定に基づき設置された葉山町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、所掌事務、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づく地域福祉計画の策定に関する事項を審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(委員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 逗葉医師会から推薦された医師
- (2) 逗葉歯科医師会から推薦された歯科医師
- (3) 社会福祉団体の職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認めた者

2 委員の任期は、計画の策定終了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第6条 委員会は、その所掌事務について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、委員会において知り得た個人の情報について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

3 葉山町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(名 称)

第1条 この委員会は、第4次葉山町地域福祉活動計画策定委員会（以下「社協委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この要綱は、社会福祉法人葉山町社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、第2次葉山町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）と一体的に策定する第4次葉山町地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に係る社協委員会の設置及び運営に関して必要な事項を定める事を目的とする。

(役 割)

第3条 社協委員会の役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 計画策定に関する調査・研究に関する事
- (2) ワーキンググループの設置及び運営に関する事
- (3) 計画案の策定及び社協理事会への報告

(委員会)

第4条 社協委員会は次の各号に属する者の中から、社協会長が委嘱する。

- (1) 小地域福祉活動の関係者
- (2) インフォーマル会議参加団体の代表者
- (3) 葉山町町内会連合会の代表者
- (4) 葉山町民生委員・児童委員協議会の代表者
- (5) 社協代表者

2 社協委員会は地域福祉計画策定委員会と合同による委員会（以下「合同委員会」という。）形式により運営を行う。

3 合同委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

4 委員長及び副委員長は合同委員会の委員の互選により選出する。

5 委員長は合同委員会を代表し、会務を統括する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

7 合同委員会は必要に応じて委員長が召集し、議長となり、議事を進行する。

8 合同委員会は必要があると認めるときは関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 委員の任期は計画の策定を持って終了する。

(ワーキンググループの設置)

第5条 社協委員会は地域福祉を推進する上で、特に重要な地域課題の検討を行うため、課題解決の企画立案を行うワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは地域課題の解決方法、役割分担及び事業の実施時期等の必要事

項を定め、合同委員会に報告する。

(事務局)

第6条 社協委員会の事務局を社協に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の設置及び運営に関して必要な事項は、合同委員会委員長が合同委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

(この要綱の廃止)

2 この要綱は計画の策定をもって廃止する。

(第3次葉山町域福祉活動計画策定委員会設置要綱の廃止)

3 第3次葉山町地域福祉活動計画進行管理委員会設置要綱(平成24年6月7日施行)は、廃止する。

4 委員名簿

(1) 葉山町地域福祉計画策定委員

任期 平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

| | 構成 | 氏名 | 所属機関 |
|----|---------------------------------|--------|------------------------------|
| 1 | 逗葉医師会医師 (規則第 3 条第 1 号) | 二瓶 東洋 | 逗葉医師会 |
| 2 | 逗葉歯科医師会歯科医師 (規則第 3 条第 2 号) | 土方 周 | 逗葉歯科医師会 |
| 3 | 社会福祉団体職員 (規則第 3 条第 3 号) | 伊藤 雅子 | 生活リハビリクラブ葉山 (高齢福祉団体) |
| 4 | 社会福祉団体職員 (規則第 3 条第 3 号) | 雨宮 由美 | こころの相談室ポート (障害福祉団体) |
| 5 | 社会福祉団体職員 (規則第 3 条第 3 号) | 山浦 彩子 | 葉山町子育て支援センターぽけっと (児童福祉団体) |
| 6 | 関係行政機関職員 (規則第 3 条第 4 号) | 重松 美智子 | 神奈川県鎌倉保健福祉事務所 保健福祉課長 |
| 7 | 関係行政機関職員 (規則第 3 条第 4 号) | 仲野 美幸 | 葉山町福祉部長 |
| 8 | その他町長が必要と認める者 (規則第 3 条第 5 号) | 臼井 正樹 | 神奈川県立保健福祉大学 |
| 9 | その他町長が必要と認める者 (規則第 3 条第 5 号) | 松元 眞子 | 一般公募 |
| 10 | その他町長が必要と認める者 (規則第 3 条第 5 号) | 宮田 路子 | 一般公募 |

(敬称略)

(2) 葉山町地域福祉活動計画策定委員

任期 平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日

| | 構成 | 氏名 | 所属機関 |
|---|---------------------------------|--------|--|
| 1 | 小地域福祉活動関係者 (要綱第 4 条第 1 号) | 沼田 義一 | 下山口福祉活動きづなの会 |
| 2 | 小地域福祉活動関係者 (要綱第 4 条第 1 号) | 中村 和雄 | 葉桜自治会 |
| 3 | インフォーマル会議代表者 (要綱第 4 条第 2 号) | 武士 まき江 | ワーカーズ・コレクティブのぞみ |
| 4 | 町内会連合会代表者 (要綱第 4 条第 3 号) | 萩原 幹子 | 葉山町町内会連合会 |
| 5 | 民生委員・児童委員会代表者 (要綱第 4 条第 4 号) | 中川 進一 | 葉山町民生委員・児童委員協議会 (平成 27 年 10 月 1 日～平成 28 年 11 月 30 日) |
| | | 荒井 武男 | 葉山町民生委員・児童委員協議会 (平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日) |
| 6 | 社協代表者 (要綱第 4 条第 5 号) | 山本 牧人 | 葉山町社会福祉協議会 |

(敬称略)